（様式１－１）

　　　　年　　月　　日

（市所管部署名）　様

（申請事業者名）

都市計画法第３４条第１号にかかる公共公益施設である証明について（依頼）

下記の施設について、都市計画法第３４条第１号（または同法施行令第３６条第１項第３号イにかかる都市計画法第３４条第１号）による区域の周辺の居住している者のために公益上必要な建築物として許可を受けたいことから、（福祉・医療・教育）施策上の観点から支障がないこと及び当該施設の開設の見込みについて証明願います。

記

１　施設名称　　　（仮称）×××××××××

２　事業の内容　　（「＊５に該当する訪問看護事業所」以外で「○」が付与された施設を記載）

３　所在地　　　　新潟市○○区△△×××番

４　開設者　　　　新潟市○○区△△×××番

株式会社　□□□□□

代表取締役　＊＊　＊＊

５　所管部署との協議状況　別記様式１のとおり

【担当連絡先】

株式会社□□□□□○○部△△課　担当：□□

電話025-\*\*\*-\*\*\*\*

（様式１－２）

　　　　年　　月　　日

（申請事業者名）　様

（市所管部署名）

都市計画法第３４条第１号にかかる公共公益施設である証明について（回答）

　　　　年　　月　　日付依頼のありました標題の件について、計画段階での事前協議の結果、下記のとおりと判断しましたので回答します。

記

１　施設名称　　　　（仮称）×××××××××

２　事業内容　　　　（表に「○」が付与された施設を記載）

３　所在地　　　　　新潟市○○区△△×××番

４　開設者　　　　　新潟市○○区△△×××番

株式会社　□□□□□

代表取締役　＊＊　＊＊

５　所管部署の判断　支障なし（開設見込みあり）　・　支障あり（開設見込みなし）

※詳細は別記様式１のとおり

６　その他　　　　　・本協議は計画段階の「事業計画・経営計画」をもとに、施策上支障がないこと及び当該施設の開設見込みの見解を示したものであるため、本証明をもって指定通知や開発許可・建築許可等を担保するものではありません。

・開発許可または建築許可の手続きは、申請に必要な様式及び本協議書の写しを添付のうえ、区役所建設課と協議してください。

・本協議後に事業内容等の変更となった場合は、開発許可申請または建築許可申請の前に再度協議して下さい。

【担当連絡先】

新潟市○○部△△△課××××係　担当：□□

電話025-226-\*\*\*\*（内線：\*\*\*\*\*）

（別記様式１）

都市計画法第３４条第１号にかかる公共公益施設であることの証明（＊５の訪問看護事業所を除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 | （仮称）××××××××× |
| 敷地の所在地 | 新潟市○○区△△×××番 |
| 開発区域面積 | 平方メートル |
| 事業内容 | （表に「○」が付与された施設） |
| 施設利用者数 | ○○人 |
| 添付図書 | 無・有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 協議内容 | 事業者の考え | 所管部署の考え |
| １ | 当該施設の  設置検討に至った  背景や理由 | ※確認する視点  ・現状の課題についての認識確認  ・当該施設の課題解決に向けた役割  等 | ※左記をふまえた所管部署の考え  ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない  等 |
| ２ | 市街化を  促進させる  施設ではない理由 | ※確認する視点  ・新たな公共施設（道路、下水道等）の整備が伴わないこと  ・施設利用者数が少数であること  ・交通量の著しい増加が無いこと  ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと  等 | ※左記をふまえた所管部署の考え  ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない  等 |
| ３ | 主たる利用者が  開発区域周辺の  居住者である根拠 | ※確認する視点  ・市が定める需給計画との整合  ・利用対象者の予測  ・事業計画上の需要推計  等 | ※左記をふまえた所管部署の考え  ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない  等 |
| ４ | 市街化調整区域  である当該地に、  当該施設の立地が  必要である理由 | ※確認する視点  ・市の上位計画との整合  ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性  ・同種施設の配置状況  等 | ※左記をふまえた所管部署の考え  ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない  等 |
| ５ | 総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、  開設の見込み | ※確認する視点  ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か  ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由  ・（福祉・医療・教育）施策上支障がない施設か  等 | ※施設設置の妥当性、  （福祉・医療・教育）施策上支障がない施設か  開設の見込み判断 |